

7 南アルプスエコパークについて

南アルプス地区は昭和 39 年 6 月に国立公園に指定されており、平成 25 年 9 月にはエコパークとしてユネスコに推薦されるなど自然環境上重要な地域である。

南アルプスエコパークのうち、「厳格に保護され、長期的に保全される地域である『核心地域』」については、主に原生自然が残されていると考えられる国立公園区域内に計画されている。また、「教育、研修、エコツーリズム等の利用がなされる『緩衝地域』」については、主に国立公園区域の周辺、「居住や経済活動が可能な『移行地域』」は、「緩衝地域」の周辺に計画されている。

山梨県内の対象事業実施区域においては、「核心地域」は存在しない。また、「緩衝地域」「移行地域」のある山間部においては、路線の大部分はトンネルで通過する。この他、南アルプス市内の地上部の路線は、「移行地域」に該当する。エコパーク計画における地域分けは、図 7-1 及び図 7-2 に示すとおりである。

エコパークの審査基準を表 7-1 に示す。移行地域の審査基準として、「核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること」、「緩衝地域を支援する機能を有すること」、「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること」の三点が示されている。

工事の実施段階には南アルプス市、早川町と情報交換に努め、できる限り本事業とエコパーク計画との整合を図る予定であり、「緩衝地域を支援する機能」や「自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組の推進」を阻害しないように計画できるものと考えている。

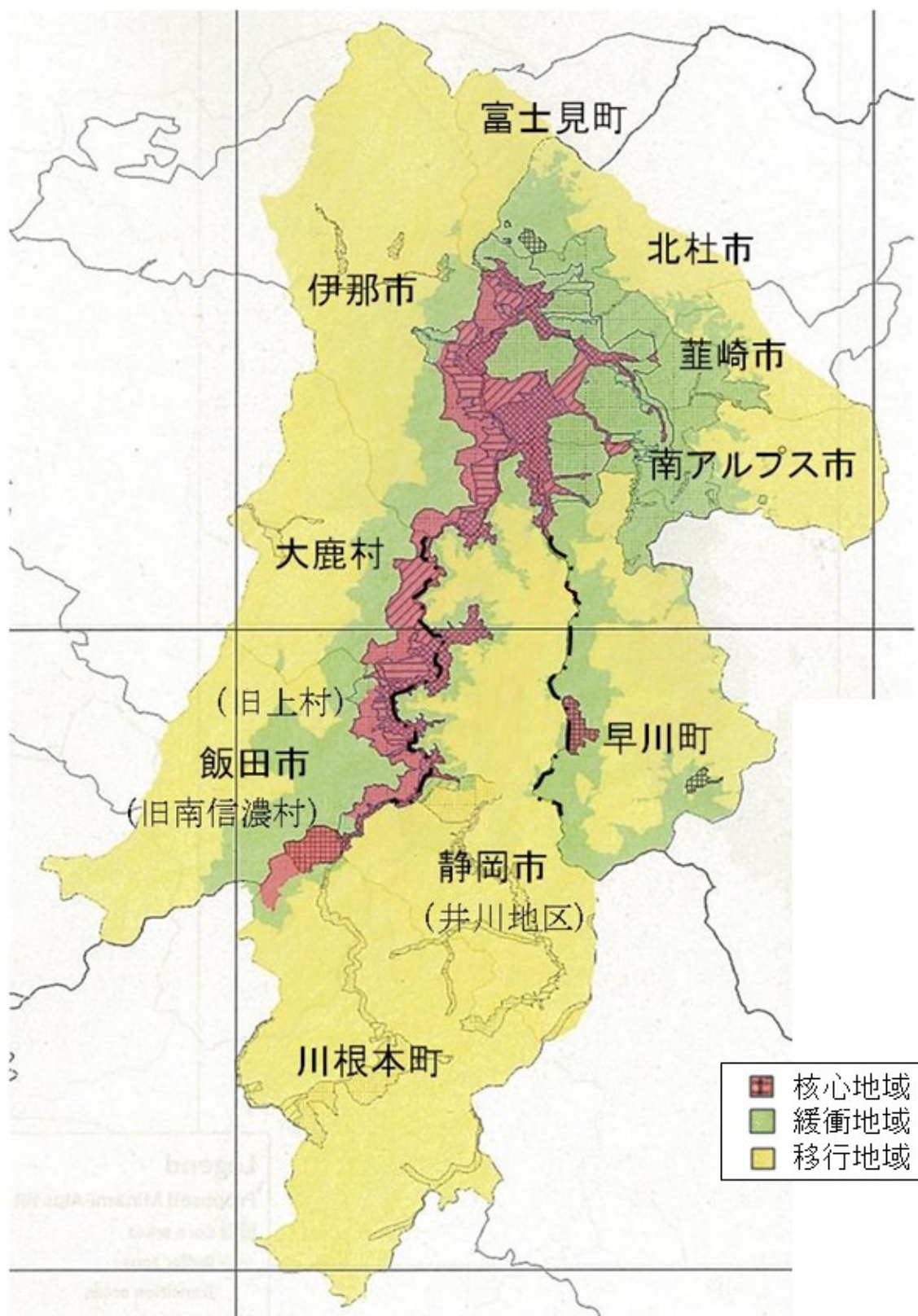


図 7-1 南アルプスエコパークのゾーニング

※文部科学省作成資料に加筆して作成

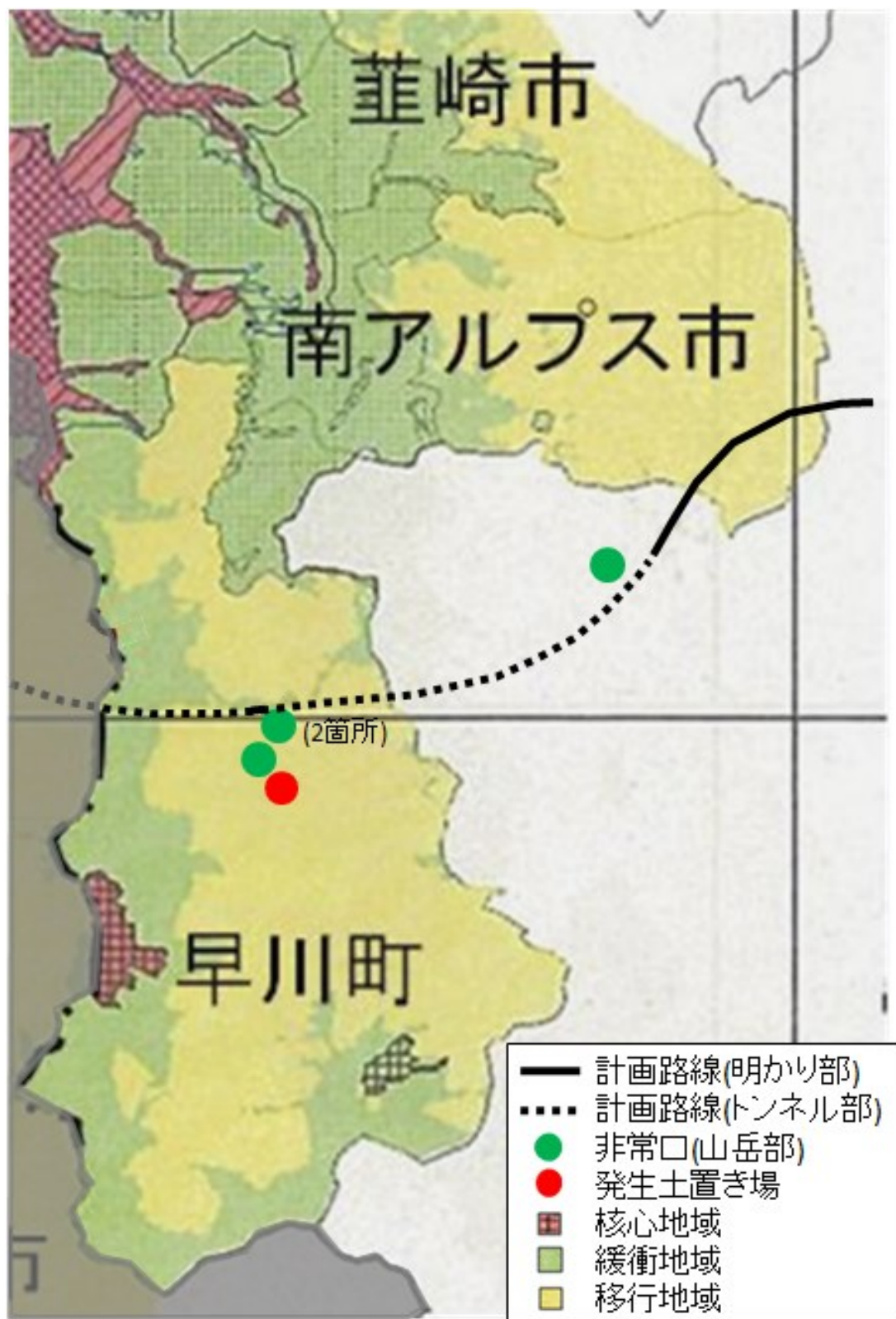


図 7-2 南アルプスエコパークのゾーニングほか(山梨県部分)

(図 7-1 から山梨県部分を拡大)

表 7-1 日本ユネスコ国内委員会生物圏保存地域（エコパーク）審査基準

核心地域	緩衝地域	移行地域
・法律やそれに基づく制度等によって、長期的な保護が担保されていること ・次のカテゴリーの一つ以上に合致していること （ア）生物地理学的区域を代表する生態系であること （イ）生物多様性の保全の観点から重要な地域であること （ウ）より自然の状態に復旧でき得る変形あるいは破壊された生態系の事例 （エ）絶滅危惧種等希少な動植物が生息あるいは生育していること ・動植物相や植生等の調査の蓄積があり、公開に努めていること	・核心地域の周囲又は隣接する地域であり、核心地域のバッファーとしての機能を果たしていること ・核心地域に悪影響を及ぼさない範囲で、持続可能な発展のための地域資源を生かした持続的な観光であるエコツーリズム等の利用がなされていること ・環境教育・環境学習を推進し、自然の保全・持続可能な利活用への理解の増進、将来の担い手の育成を行っていること	・核心地域及び緩衝地域の周囲又は隣接する地域であること ・緩衝地域を支援する機能を有すること ・自然環境の保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組を推進していること

平成 23 年 9 月 28 日

平成 24 年 6 月 12 日一部改正

日本ユネスコ国内委員会自然科学小委員会、人間と生物圏（MAB）計画分科会決定

※「エコパーク」は日本国内での呼び方であり、正式には「Biosphere Reserve：通称 BR（日本語訳：生物圏保存地域）」